

第8章 見舞金等の給付の内容及び制限

(給付の内容)

第40条 第38条第1項第1号から第3号に規定する事業は、それぞれ当該各号に掲げる額を支給して行う

(1) 医療見舞金(第38条第1項第1号関係)

イ 同一の負傷又は疾病に関し、健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)第63条第1項各号に掲げる療養及び第88条第1項に規定する指定訪問看護(以下「療養」という。)並びに第63条第2項に規定する食事療養に要する費用 同法第76条第2項、第86条第2項第1号及び第88条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額(定めがない場合は、現に要した費用の範囲内で安全互助会が必要と認められた額とする。)に10分の3を限度として乗じた額、及び入院時の食事療養を受けた日数に同法第85条第2項に規定する標準負担額に相当する額

ロ 療養等に関連する費用

- ① 文書証明手数料 実費。ただし、災害に係る医療見舞金等の請求に使用するものに限る。
- ② 治療用装具に関する費用 災害等に起因する治療において、医師が必要と認め、その指示により装着した治療用装具の費用から、医療保険金及び医療費等により支給された額を控除した額。ただし、30,000円を限度とする。
- ③ 患者移送の費用 実費。ただし、災害発生時に対応した本学園の教職員等により、医療機関への移送が必要と判断されたものに限る。
- ④ メガネ等の修理又は購入の費用 実費。ただし、医師の指示に基づき、日常生活に必要不可欠な装具として使用するもの限り、50,000円を限度とする。
- ⑤ 歯科診療及び治療の費用 保険外診療(いわゆる自由診療)の場合は前歯部(上下各6本)に係る費用、保険診療の場合は自己負担分。ただし、それぞれ1本3万円を限度とする。

(2) 障害見舞金(第38条第1項第2号関係) 別表1の障害等級表に定める額

(3) 死亡弔慰金(第38条第1項第3号関係) 4,000,000円

2 第4条第1項の定めにかかわらず、学校の管理下以外において災害を受けた場合については、それぞれ当該各号に掲げる額を支給して行う。ただし、医療見舞金及び療養等に関連する費用に対して支給する額は、総額150,000円を上限とする。

(1) 医療見舞金

イ 医療見舞金 前項第1号イの規定を準用する。ただし、食事療養に係る標準負担額に相当する額は支給しない。

ロ 療養等に関連する費用

- ① 治療用装具に関する費用 前項第1号ロ②の規定を準用する。
- ② 患者移送の費用 前項第1号ロ③の規定を準用する。
- ③ 歯科診療及び治療の費用 歯・口のけがに係る保険診療の自己負担分に限る。

(2) 障害見舞金 前項第2号の規定を準用する。

(3) 死亡弔慰金 700,000円

3 前2項に定める給付金は、医療機関等の証憑書類等(治療中に虫歯等の治療を並行して受けた場合は、その分の診療報酬請求点数を控除した点数が記載された「医療等の状況」を含む。)又は死亡を証明する書類に基づいて支給する。

- 4 給付金の支給は、事務局が請求を受け付けた日の翌月末日までに、ゆうちょ銀行口座に振り込むことによって、これを行う。ただし、その日が休日等に当たる場合は翌日とする。
- 5 安全互助会において給付金の支払請求に応じられない決定をしたときは、会長による理由を付した文書を經由機関の長に通知し、經由機関の長はこれを受給者に伝達しなければならない。
- 6 医療見舞金等に係る請求書等様式は、別表2のとおりとする。

(医療見舞金の月額限度額及び標準負担額)

第41条 医療見舞金は、1回の申請金額が医療に係る自己負担金額900円以上のものを対象として支給し、支給月額限度額は、別表3の定めるところによる。

- 2 医療見舞金については、会員の同一の負傷又は疾病について、医療開始後1年以内の療養に要した費用を支給する。

(給付の控除)

第42条 会員の災害等については、会員が法令の規定により国又は地方公共団体の負担において、療養若しくは療養費の給付を受け、又は補償若しくは給付を受けたとき、又は学生にあっては、公益財団法人日本国際教育支援協会「学生教育研究災害傷害保険」による医療保険金、生徒にあっては、独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付」による医療費等の給付を受けたときの医療見舞金の額は、その受けた額を安全互助会が支給する医療見舞金の額から差し引いた額を支給する。

(給付の制限)

- 第43条 会員が、犯罪行為及び重大な過失、又は自己の故意により負傷若しくは疾病したときは、当該負傷又は疾病に係る医療見舞金及び障害見舞金の給付は、これを行わない。
- 2 医療見舞金は、会員に係る同一の負傷又は疾病に関し在学中の療養に要した費用を対象として支給し、入学以前から継続する負傷又は疾病については、これを支給しない。
- 3 会員が、医療見舞金を受ける事由が第三者の行為によって生じ、会員が第三者から当該災害等に係る損害賠償を受けたときは、その損害賠償額に応じて医療見舞金の給付を制限することができる。
- 4 重大な非常災害の場合は、医療見舞金、障害見舞金及び死亡弔慰金の給付は、これを行わない。ただし、理事会が特にその給付を認めた場合は、この限りでない。

(受給権の消滅)

第44条 医療見舞金、障害見舞金及び死亡弔慰金の給付を受ける権利の消滅日は、次の各号に掲げる通りとする。

(1) 医療見舞金

給付を受ける権利の消滅日は、診療開始日の1年後の翌月末日。ただし、第42条の支給がある場合はこの限りでない

(2) 障害見舞金

給付を受ける権利の消滅日は、負傷若しくは疾病が治癒した日又は症状が固定した日の1年後の翌月末日

(3) 死亡弔慰金

給付を受ける権利の消滅日は、死亡した日の1年後の翌日

- 2 前項各号の定めにかかわらず、会員の学籍が喪失した場合には、その喪失後2か月を経過した日を給付を受ける権利の消滅日とし、消滅日が学園の定める休日に当たるときは翌日とする。

(死亡弔慰金の給付)

第 45 条 死亡弔慰金は、死亡した会員の父母その他保護者からの申請に基づき、理事会において決定し、これを支給する。